



内閣府

プレスリリース

特定保健用食品の表示許可に係る答申について

平成 26 年 5 月 23 日
内閣府消費者委員会事務局

平成 25 年 12 月 9 日付け特定保健用食品の表示許可に係る内閣総理大臣からの諮問に関し、平成 26 年 2 月 3 日の第 15 回消費者委員会新開発食品調査部会において審議を行い、当該部会において結論が得られた品目について、昨日付けで消費者委員会委員長より答申を行った。

1. 次の品目は、第 15 回新開発食品調査部会において結論が得られ、特定保健用食品として認めることとして差し支えないこととされた。
 - ・ヘルシアスパークリング バレンシアオレンジフレーバー
 - ・ヘルシアスパークリング a
2. 上記品目については、平成 26 年 5 月 22 日付けで消費者委員会委員長より「特定保健用食品として認めることとして差し支えない」旨、答申を行った。

別添資料：平成 26 年 5 月 22 日付けで答申を行った品目

【本件問い合わせ先】内閣府 消費者委員会事務局

担 当：山岸・中島

電 話：03-3507-9945

F A X：03-3507-9989

(1)平成25年12月9日付け消食表第334号により諮問を受けた品目

	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容
1	ヘルシアスパークリング グ バレンシアオレンジ フレーバー	花王株式会社	本品は茶カテキンを豊富に含んでおり、エネルギーとして脂肪を消費しやすくするので、体脂肪が気になる方に適しています。
2	ヘルシアスパークリン グ ^a	花王株式会社	本品は茶カテキンを豊富に含んでおり、エネルギーとして脂肪を消費しやすくするので、体脂肪が気になる方に適しています。